

令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託に係る  
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託  
契約期間 契約日から令和10年3月31日

2 選定した委託予定事業者

中央復建コンサルタンツ株式会社

3 公募期間

令和8年3月18日(水)～4月6日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
嘉名 光市	大阪公立大学 教授
古川 愛子	京都大学 教授
阿久井 康平	大阪公立大学 准教授

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和8年1月26日(月)、1月27日(火)、1月29日(木)

2回目:令和8年6月4日(木)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明者の 経験及び能力	資格要件	技術部門登録  建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性  過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員が下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績（※）を有していること。 【規定業務】 1.公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務 2.橋長15m以上の道路橋の新設（架替含む）に関する予備または詳細設計業務	様式－2を審査する
配置予定技術者の 経験及び能力	管理技術者	資格要件	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。） エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績（※）に限る。 【規定業務】 公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	<p>技術者の資格、その専門分野の内容</p> <p>次のア～エのいずれかに該当すること。  ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）  エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式－４を審査する
		専門技術力	<p>過去10年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務について、元請として従事した業務実績を有していること。  共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績（※）に限る。  【規定業務】  公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務</p>	様式－５を審査する
	担当技術者	資格要件	<p>技術者の資格、その専門分野の内容</p> <p>次のア～エのいずれかに該当する担当技術者を少なくとも1名以上配置すること。  ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）  エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式－４を審査する
		専門技術力	<p>過去10年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有していること。  共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員に所属する技術者としての実績（※）に限る。  【規定業務】  橋長15m以上の道路橋の新設（架替含む）に関する予備または詳細設計業務</p>	様式－５を審査する
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の内容が主たる部分の場合。</li> <li>・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。</li> <li>・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</li> </ul> <p>※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの軽微な業務を除く業務とする。</p>	様式－３を審査する

(※) 過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。  
 評価は①～⑱の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点      B の場合は、配点×3/5点  
 A'の場合は、配点×4/5点      B'の場合は、配点×2/5点      C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本業務の目的は、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などの利活用方針を決定し、持続的なマネジメント体制を検証することである。 本町橋の現状や周辺を取りまく状況を踏まえた上で、官民連携（公民連携）した持続的な維持管理や利活用の仕組みづくりについて、課題や留意点を挙げてください。また、それらの課題や留意点を踏まえた上で本町橋での検討プロセスや社会実験での検証項目、社会実験の効果を最大化するような広報戦略について提案してください。
特定 テーマ2	内容	葎屋橋周辺では耐震護岸工事にあわせて遊歩道整備を実施していくこととしている一方、葎屋橋の橋台は、過年度調査により石積み形式であることがわかっており、河川工事を実施する時期を考慮し、既設橋台の前面に新設橋台を設置する必要がある。 そこで、河川の耐震護岸工事や、東横堀川及び葎屋橋周辺における新たな水辺空間の創出に関する取組との整合をはかりつつ、新設橋台の設置に向けた課題や留意点を挙げるとともに検討プロセスについて提案してください。

〈評価シート及び評価例〉

評価項目	評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考		
		項目 別	複数 時 配分	項目 別 配分			項目 別 配分	複数 時 配分	項目 別			
配置 予定 技術者 の 経験 及 び 能力	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績内容	20	5	A	5×5/5	5.0	10.0	18.0	①		
		専任性（他の業務との兼任状況）		5	A	5×5/5				5.0	②	
	照査 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	B	5×3/5	3.0	3.0		③		
	担当 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	A	5×5/5	5.0	5.0		④		
の 他 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ 工 程 表 ・ そ の 他	業務 の理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	A	5×5/5	5.0	5.0	18.0	⑤		
	業務実施手 順(フロー・ 工程表)	実務手順の妥当性		10	5	B	5×3/5	3.0		8.0	⑥	
		業務量の把握、人員配置の妥当性			5	A	5×5/5				5.0	⑦
	その他	重要事項の指摘		5	A	5×5/5	5.0	5.0		⑧		
特定 テーマ に 対 する 技術 提案	特定 テーマ1	的確性	60	5	A	5×5/5	5.0	27.0	46.0	⑨		
				キーワードの網羅	5	B				5×3/5	3.0	⑩
		実現性		10	A	10×5/5	10.0			⑪		
		独創性		15	B	15×3/5	9.0			⑫		
	特定 テーマ2	的確性		課題や留意点の把握が十分か	25	5	A	5×5/5		5.0	19.0	⑬
						キーワードの網羅	5	B				5×3/5
		実現性		5		A	5×5/5	5.0		⑮		
		独創性		10		B	10×3/5	6.0		⑯		
合計(100点満点)			100.0			82.0						

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した	—	—	③
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した	—	—	④

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。  
ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解度が不十分である	⑤
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題や留意点とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題や留意点が示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑫
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題や留意点とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題や留意点が示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑯

- (4) 審査を行った事業者(五十音順)  
 株式会社建設技術研究所 大阪本社  
 セントラルコンサルタント株式会社 大阪支社  
 中央復建コンサルタンツ株式会社

(5) 審議の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		イ社		ウ社		
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	
配置予定 技術者の 経験及び 能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	A	5	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A	5	A	5	A	5	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	A	5	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	A	5	
実施方針 実施フロー - 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	5	A	5	A	5	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	B	3	B	3	A	5	
		業務量把握、人員配置の妥当性	C	0	A	5	A	5	
	その他	重要事項の指摘	A	5	C	0	A	5	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	A	5	A	5	A	5
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10	B	9	A	10
		独創性	独創的で高度な提案があるか	B	9	B	5	C	0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	B'	2	B	3	B	3
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	3	B	3	A	5
		独創性	独創的で高度な提案があるか	C	0	C	0	B	6
合計(100点満点)			72		68		79		